相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区蘇我一丁目四番地三、最後の住所千葉市中央区新宿二丁目六番一四―一〇〇一号　被相続人　亡　布田　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

事務所千葉市中央区弁天一丁目一五番三号リードシー千葉駅前ビル六階六〇六　千葉駅北口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　町田　敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市西ユーカリが丘一丁目二〇番地一一、最後の住所千葉県千葉市中央区松ケ丘町一三八番地　被相続人　亡　信太　晴次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

事務所千葉市中央区中央二丁目五番一号千葉中央ツインビル二号館一階　千葉綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉村　類

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林四丁目二七二番地、最後の住所東京都世田谷区世田谷一丁目三二番一四号大澤フルーツビル二〇三

被相続人　亡　越野真由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十三日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階　オオノ・キド法律事務所

相続財産清算人　弁護士　城戸　貴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区東玉川一丁目三九番地、最後の住所東京都世田谷区東玉川一―九―一

被相続人　亡　蒲原　響太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門40MTビル二階　虎ノ門総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　亀井　弘泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区経堂一丁目一四番、最後の住所東京都世田谷区経堂二丁目六番一号アームス経堂四〇二

被相続人　亡　那須　為行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

東京都千代田区丸の内二―六―一丸の内パークビルディング　森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

相続財産清算人　弁護士　上田　雅大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市神奈川区大口仲町六二番地二、最後の住所横浜市神奈川区神之木町九番二三―五〇一号　被相続人　亡　武藤　裕美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

神奈川県横浜市中区尾上町三丁目三五番地LIST EAST BLD. 七階

相続財産清算人　弁護士　三瀬　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市兼六元町一四九番地、最後の住所金沢市平和町二丁目一六番四三号　県営住宅四三一棟一〇三号　被相続人　亡　野瀬　睦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

金沢市橋場町一番二九号　レジデンス兼六二階　中村・村井法律事務所

相続財産清算人　弁護士　櫻井　理央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区小港町三丁目一七四番地、最後の住所大阪府寝屋川市大利元町一九番二〇号　被相続人　亡　式守　忠彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市北区西天満四丁目四番一八号梅ヶ枝中央ビル九階　大西正朗法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大西　正朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市川西町二丁目二一番、最後の住所大阪府高槻市川西町三丁目三番一二号

被相続人　亡　米良　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

大阪市中央区北浜三丁目六番一二号淀屋橋ステーションワン一四階

相続財産清算人　弁護士　清水　良寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波市柏原町見長二二三番地、最後の住所兵庫県丹波篠山市中野三八番地四グループホームだいち

被相続人　亡　荻野　孝宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八番一号コーポ潮江一一一号　太田川口法律事務所

相続財産清算人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県新宮市千穂二丁目四番地七、最後の住所和歌山県新宮市磐盾二番六号

被相続人　亡　浦口　義晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

和歌山県新宮市緑ヶ丘一―一―四〇貴志ビル三階　弁護士法人あしたば

相続財産清算人　弁護士　山本　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市雑賀町二四六番地、最後の住所島根県松江市雑賀町一〇七番地

被相続人　亡　石谷　貞雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

島根県松江市殿町三八三番地　山陰中央ビル二〇二　濱田行政書士事務所

相続財産清算人　行政書士　濱田　達雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市内神町三六番地、最後の住所広島県呉市広大広二丁目五番二六号

被相続人　亡　清水　浩幾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

広島市中区広瀬北町八番一二号寺西ビル二階

相続財産清算人　司法書士　田村　真子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿波市土成町土成字池下一七二番地、最後の住所徳島県阿波市土成町土成字池下一七二番地　被相続人　亡　大塚　紀久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十日

徳島県阿波市吉野町柿原字原五七番地一

相続財産清算人　司法書士　森田　和彦